

東寺十分一方算用状の分析

阿諏訪 青 美

はじめに

東寺文書・東寺百合文書と総称される約二万点をこえる文書群には、おおくの算用状^①が含まれる。算用状とは、検注目録によつて年貢基準が決定された後にその莊園ごとに作成された年貢公事の年間決算報告書である。そもそも国衙の官物や莊園年貢などの数量を郡郷司や莊官などの納入者側で計算することを結解^②、提出した報告書を結解状^③といい、これに国司・莊園領主等が勘定(算勘)して判をすえた。やがてこの結解は単に計算を意味する算用という語句に取つて代わられ、結解状を算用状と呼ぶようになる^④。莊園領主たる寺院に遺る算用状の種類には、莊園現地で作成して寺院に提出した莊園算用状と、次いでそれをもとに法会や諸行事の実施に関する経費や収支決算のため寺内の実務担当者が作成した寺内算用状があり、中世寺院にはこれらをあわせた膨大な量の算用状^⑤がこざれているのである^⑥。

これら算用状は、従来はおもに領主制論を中心とした議論の中で領主と百姓の年貢納入をめぐる相克、農民闘争史研究のなかで副次的な史料として使用されてきており、百姓による代銭納や地下請の成立、中世末期から近世期にかけての初期村方騒動の解明^⑦など、算用状をめぐる活発な議論が展開してきた。しかし寺院に遺るそれ以外の多くの算用状分

析は行われておらず、寺内算用状はその数の多さから半ば等閑視されているのが現状である。しかし寺内算用状を分析し、またそれらが相互にどう関係するかを知ることが、中世社会の一経営体としての寺院を明らかにする上で重要な作業なのではないか。

寺院という組織体の運営について東大寺を題材に検討をする永村眞氏は、財源と使途との間における財と意志の循環を実現する一連の経済的活動が寺家(惣寺)財政の実体である、とする。そして東大寺では教学を担う学侶が鎌倉中期以降、財政運営の主導的役割を果たしており、年預五師が中心となつて年預所が寺内と寺領の経営を行ったこと、その財務機能には収納物の支配・下行のほかに寺財収益と寺内下行の現状確認である算用・結解があり、これによつて収支均衡を把握していたこと、また滞りない下行のために時期的に偏在する年貢収納を質に置き、借錢・借米をすることで米銭を確保していたことを述べる^⑧。学僧の中心メンバーが寺家財政を司り、その具体的活動には収納および下行・算用・借用などがあつたというのである。

中世後期の東寺において、寺家財政の担い手に相当すると考えられているものに「五方」がある。五方とは僧侶(供僧)の合議集団である供僧方が複数寄り集まって構成したもので、東寺寺家として対外的な決定を行つており、その収支を記した五方算用状が存在する。莊園領主経済

の解明という視点から五方算用状を分析した佐々木銀弥氏は、収入項目に五方分・十分一・借錢の項目があり、五方は固有の所領を持たずに五方分と十分一という諸莊園からの貢納の一部を経済基盤としたこと、五方経済とは東寺経済をある程度象徴するバロメーターであるとする⁽⁷⁾。これに対して岡田智行氏は、五方とは供僧の中心的組織である廿一口方の分化した組織であり、錢の借入先について供僧・公文所の仲介による口入という借用形態を指摘する⁽⁸⁾。また田中浩司氏は、東寺と東寺奉行との札銭・礼物の授受の検討を通して五方が札銭を集約して負担するために組織された部門であるとする⁽⁹⁾。このように五方についてはその対外的な活動および収入と支出の構成要素について概観されているが、寺家財政の具体的活動については明らかにされていない。

ところで、五方算用状の収入を構成する五方分・十分一・借錢のうち、十分一はその約四〇〜五〇%を占めて五方収入の中心をなしており、五方算用状とは別に「十分一方算用状」なる史料が存在する。この十分一について佐々木・岡田両氏は「特定の莊園・所領・敷地から貢納された寺納年貢の十分の一が五方分財源として供出された分を称したように思われる⁽¹⁾」と推測するが、その働きや成立については、現在までのところ検討の対象となっていない。この十分一方および十分一方算用状を分析することによって、東寺五方および寺家財政をさらに解明することが出来るのではないか。

ここでは東寺十分一方算用状を分析する。方法としてまず十分一方算用状の構成および成立契機、実際の作成者をみる。その上で五方算用状との関わり、さらには作成者による算用状にみえる活動を考察する。その上で寺家財政の担い手および寺内金融、さらには分一徳政令に関して私見を述べてみたい。

一 十分一方算用状とその成立

1 十分一方算用状の構成

十分一方算用状と呼ばれる文書は計八点が存在する。これらを編年順に並べて内容を略記したのが表1になる。それぞれの十分一方算用状の内には複数年の算用状が纏められており、ここでは各年ごとにデータを採った。その結果、永享二年(一四三〇)から享徳三年(一四五四)までの二四年間にわたってほぼ毎年書き次がされていることがわかる。十分一方算用状は当初は「諸方止足散用状」との名称をもち、また「五分一方」とも呼ばれている。十分一方との呼称は後述するように永享六年(一四三四)になって見られることから、十分一方算用状は正確には初見から四年後に成立したと言えるが、ここではすべてを十分一方算用状と表記する。

これら十分一方算用状のつくりは、上段から金額・内容・日付が一筆ごとに記される。日付は一月から十二月まで順を追って続いており、それが紙を貼り次いで長大に続いている。途中にはそこまでの一筆分の合計金額を算出した付箋や書き込みが挿入されており、末尾ではすべての一筆書きの合計を計算して、返弁分・奉行得分・諸雑費等の除分を差し引いて、残金を記している。そして算勘年月日が記入され、算勘した供僧の花押が据えてある。この花押数は〇個から七個までの幅があり、嘉吉三年分(一四四三)(表1 No10、以下文中にNoのみを記す)以降は一花押が一度あるのみである。算勘に関しては永享九年(一四三七)(No7)以前が熱心だったようだ。

十分一方算用状の特徴は、多くの莊園の年貢算用状のように収穫後の毎年十月から翌年の二月頃までに作成して寺家に提出するという方法を

表1 十分一方算用状リスト

No	名称	対象年	西暦	開始日～終了日	惣都合(文)	除分記載(文)	作成(算勘)	末尾の花押	出典	備考1	備考2
1	諸方止足散用状	永享2～3	1430	永享8, 8, 22～永享3, 10, 9			永享3, 11, 4	7	チ91①		
2	諸方止足散用状	永享3～4	1431	永享3, 9, 28～永享4, 10, 30	西度御文書930/御免分奉書法橋3000		永享4, 12, 04	3	チ91②		土肥方返弁、本利計算アリ
3	諸方止足散用状	永享5	1433	永享4, 11, 1～永享5, 11, 18	世帯809/奉行分3000/和市道目		永享5, 11, 18	4	チ91③		文中に「自今日乘南奉行事申付畢、永享五年六月廿六日」とある。
4	諸方止足散用状	永享6	1434	永享5, 11, 19～永享6, 12, 8	十分一方返32439/去年過上分4492/造管方返3566/土肥方返舞380/奉行得分兼南分3000/算用世譜521		永享6, 12, 13	7	チ91④		
5	諸方止足散用状	永享7	1435	永享6, 12, 14～永享8, 5, 28	土肥方返足91555/大山方代頼以下仕足22695/袋代80/給分3000		永享9, 11, 26	4	チ91⑤		
6	諸方止足散用状	永享8～9	1436	永享8, 6, 1～永享9, 5, 10	土肥方返足84000/仕足16300/給分3000/米袋代80		永享9, 11, 28	4	チ91⑥		
7	諸方止足散用状	永享9	1437	永享9, 5, 10カ～後欠					チ91⑦		
8	五分一方等料足算用状写	永享12	1440	—			永享12, 5, 12	—	教1237		
9	五分推錢返弁注文	永享12	1440	—			永享12, 10, 3	—	チ96		
10	十分一方算用状	嘉吉3カ	1443	嘉吉3, 2, 4～嘉吉4, 2, 21	御奉行1000/両納所給2000/嘉吉二年際町地子引820		文安1, 12, 16	0	ク121①		ノ236分表紙「嘉吉三年二月四日」とあり。
11	十分一方算用状	嘉吉4カ	1444	嘉吉4, 3, 15～文安2, 3, 6	御奉行給分1000/納所両人給分2000		文安2, 12, 16	0	ク121②		五分散用入之了
12	十分一方算用状	文安2カ	1445	文安2, 6, 7～文安3, 2, 10	85046 両御奉行分2000/両納所2000		文安3, 5, 28	1	ク121③		
13	十分一方算用状	文安3カ	1446	前欠～文安4, 2, 20	139991 両御奉行分2000/両納所2000		文安4, 11, 4	0	チ104①		五分算用入畢
14	十分一方算用状	文安4	1447	文安4, 3, 20～文安5, 4, 15	76004		文安5, 11, 22	0	チ104②		文安四算用入了
15	十分一方算用状	文安5	1448	文安5, 4, 22～文安6, 3, 4	94730		文安6, 4, 12	0	チ104③		文安五算用入了
16	十分一方算用状	宝徳1	1449	宝徳1, 4, 10～宝徳2, 9, 9	—		—	—	チ104④		
17	十分一方算用状	宝徳2, 3, 5 同3, 4, 27	1450	宝徳2, 5, 1～宝徳3, 3, 1	96126		宝徳2, 11, 14	0	チ114①		五分勘定入之、 表紙「宝徳元年巳未分也、〔 〕 手文精入之」
18	十分一方算用状	宝徳3	1451	宝徳3, 5, 7～宝徳4, 1, 14	80852		宝徳4, 2, 17	0	チ114②		宝徳参年算用入之
19	十分一方算用状	享徳1カ	1452	宝徳4, 2, 6～享徳2, 2, 14	62365		享徳2, 12, 14	0	チ114③		享徳元年算用状 入了
20	十分一方算用状	享徳2	1453	享徳2, 1, 14～享徳3, 1, 14	68112		享徳3, 2, 15	0	チ114④		享徳二年算用状 入了
21	十分一方算用状	享徳3カ	1454	享徳3, 3, 5～後欠	不明		不明	—	チ114⑤		
22	十分一方算用状	不明	不明	不明	不明		不明	—	チ386		前中後欠

※名称は『東寺百合文書目録』に拠り、金額は文で示した。また出典の丸数字は、一算用状内を含む年別の算用状を示すために付けた。

採らないことである。表1の算勘の項には末尾の十分一方算用状が監査を受けた日付を採録してあり、この月日は概ね年末・年始に集中しているが、一筆ごとの日付の期間をまとめた「開始日・終了日」の項をみると、八月に始まり翌年十月までのもの、六月に始まって翌年の五月までのものなど、ほぼ一年間を区切ってさまざまな季節でまとめられていることが分かる。

十分一方算用状の末尾には「已上一貫百五十二文、往来二付落之間、令書入之」(No.18)とあり、また最初に「注文写之了」(No.8)と見えるものもある。そして算用状の形態をつぶさに見ると、一筆ごとに書かれたものを別の紙に写し取ったり、切り取って紙を貼りついただと思われれるものが多い。その上で先述のように合計金額や除分を記して奉行の花押を据えており、貼りついただ箇所裏にも算勘と同様の裏花押を押している。ここから十分一方算用状の作成の段階には「往来」「注文」と呼ばれる、年間を通して一筆を日を追って記してある書付があり、その合計が目標値に達すると該当部分を写すか裁断して十分一方算用状を作成したと推測できよう。

興味深いのは、十分一方算用状に記される一筆ごとの金額の内容が、次の二つに大別できることである。一つは東寺領庄園からの年貢諸公事等であり、上久世・新見・三村・拝師・太良などの東寺領庄園からの年貢およびその給主分、夏成・早米・麦などのさまざまな東寺への収入が何度にもわたって記されている。そしてもう一つは寺内で行われるおおくの仏事の布施や法会の供料等であり、これには五月八日布施・四月九日布施など年間を通しての仏事の布施、護摩堂阿弥陀三昧・鎮守理趣三昧・毎月廿一日論議などの恒常的な法会の会料、さらに最勝光院評定分・学衆評定分などの供僧たちへの得分などが記される。これらは先ほどの項目とは逆に、寺家が支払う下行の細目である。このように十分一方算

用状の一筆とは、寺家の収入細目と下行細目とがその出入りの順ごとに書きながれていったものだったのである。

これら十分一方算用状に記されている一筆の金額に関しては、永享五年(一四三三)十二月二十八日の廿一口方供僧の評定記録に、⁽¹²⁾

宝菩提院切田方百疋、五分一方へ無沙汰之間、新見庄供料之内百疋止之處、借物方へ、此供料被定置之間、五分一方へ被止之事、不可叶之由、錢主方被申之間、披露之處、公物之上者、私借物二可引之事不可叶、(以下略)、

とある(ち9)⁽¹³⁾。これは宝菩提院の得分である切田からの上がりの内の(五分の一の)百疋(一貫文)を、「五分一方」へ納めないの、(代わりとして宝菩提院が得る)新見庄からの供料のうちから一貫文を(五分一方へ)留めていた。すると「この料足は借物の返済分として設定してあるので、五分一方へ留める事は出来ません」と(宝菩提院の私的借錢の)錢主が申し立てた、という。供僧たちは「五分一方へ留める物は寺家としての)公物なので、私的な返済に充てることはできない」と評議している。ここに登場する五分一方とは、先述のごとく永享六年以前の十分一方算用状の名称であり、ここでは宝菩提院が得て上納する切田分の五分の一に対して新見庄分の中から宝菩提院へ下行される供料(給分)が充てられている。十分一方算用状の一筆に記される金額とは、寺家への収入の五分の一(後に十分の一)もしくは支出の五分の一(十分の一)であったことが分かる。

ここで宝菩提院への下行を統括しているのは廿一口方供僧になる。彼らは東寺供僧中を代表する存在で、五方を組織していたとい、⁽¹⁴⁾ここで見たように十分一方もまた廿一口方供僧によるものであった。ここから、廿一口方供僧が東寺寺家として収入・下行に関与していたこと、また彼らのその様な活動が五方もしくは五方が表象するとされる寺家財政の中

に存在して、十分一方算用状を通してのみ、それを見ることが出来たことを示している。

以上、十分一方とは五方と同様に東寺供僧を代表する廿一口方のもとにある組織であり、東寺への収入および下行に対して、その五分一・十分一を徴収していた。その算用状の特徴としては、前段階となる「往來」・「注文」などの出入り金額の書付をもとに作成しており、このような十分一方算用状の分析を通して、廿一口方供僧を中核とする寺家財政の活動を見ることが出来るのである。

2 將軍御成の費用返済

では、これら十分一方算用状は何のために作られていたのか。永享二年分の十分一方算用状(No.1)の冒頭には「永享二年八月 諸方止足事 土肥方へ返弁料也」とあり、また翌年分(No.2)にもその末尾に「貳百貳拾貳貫四百七十七文 土肥方返弁」とある。同様の記述は算用状に多く散見される。

十分一方算用状のそもそもには、室町將軍の東寺御成に要した費用の返済があった。將軍の御成とは新年の將軍による家臣訪問である椀飯の儀式と同様に、將軍が他所を訪れて饗応をうける行為をいう。訪問先は武家・公家・寺社とさまざまであり、室町期以降には「式正の御成」と称し、將軍權威の誇示を目的として重要視されるようになった⁽¹⁵⁾。さらには財政の逼迫した將軍家にとって、御成で献納される「御引物」は大切な財源となった。幕府はこれを直ちに修理造営を必要とする寺社等へ寄附として下賜し、寺社はこれらを売却・換金して費用に充てた。中世社会にはこのような下賜品を換金するオークション市場が成立しており、將軍は事実上の集金活動として五山禪院などの寺社へ足繫く御成をしていった⁽¹⁶⁾という。

このようなことは当然、御成をうける寺社側に多額の費用を負担させた。東寺にも数回の將軍御成の記録とそれにまつわる多くの金銭調達および返済の記述がある⁽¹⁷⁾。まず康暦二年(一三八〇)六月六日の將軍足利義満の御成に関してその出資額と用途、返済の有無が「東寺借錢并返弁注文」(オ105)にみえ、その支出には三十六貫七十七文ほどがある。また応永二十五年(一四一八)九月十七日の足利義持の御成では、公方御成要脚日記(タ89)に合計で百三十八貫七百四十七文もの支出が記録される。これら支出の内容は、先の康暦二年分では仲介者である三宝院への入堂足や会尺・管領への松茸代とあるが、応永二十九年(一四二二)の義持御成では仕足・御引物・諸方召夫・畳代として八十六貫六百三十三文(な166)、永享十一年(一四三九)の足利義教の御成でも引出物・一献・作事・畳代・御簾代・白砂・人夫・壁・日雇・酒肴などに計五百七十七文が支払われている(タ115)。さらに寛正三年(一四六二)の足利義政の時も白砂代として二十三貫文以上もの代金が支払われているのである。このように將軍による東寺への御成については、將軍への献上品の用意や管領・三寶院への礼物のみならず、境内の修理や道具の用意、警護人夫への酒肴など多くの諸費用がその準備段階から必要だった。

これら御成用意のための諸費用の調達は、その金額の大きさから当初より寺外の金融業者に依存しており、応永二十五年には「御所権御成用御借物参拾貫文内 銀主土肥方」(タ89)とあり、また応永二十九年の御成方引付(な166)には「銀主土肥方借請申 用途事 合参拾貫文者御成方」とある。なかでも大規模なのが將軍義教を迎えた永享十一年であろう。この時の御成方算用状(タ115)には「注進 上様御成方御仕足算用状之事、(中略)合 佰伍拾貫文 勝藏坊/参佰貫文 永泉坊/佰貫文 土肥方、已上 伍百伍拾貫文之内」とあり、勝藏坊・永泉坊・土肥方の三者から合計で五百五十貫文もの巨額の借銭をしていることがわかる。

ここに登場する勝蔵坊・水泉坊および土肥方とは、ともに洛中冷泉小路と五条に居を構えた土倉であり、また土肥方は「入道元益」「新衛門尉宗真」とも名乗る、東寺と深いつながりを持つ土倉である。東寺は彼らに対して寺領を担保に借銭をしており、取り交わした借用状には「若し此の契約に相違の子細出来の時は、彼の両庄に代官を入れ、直務あるべく候」(チ93)と、担保にした寺領からの返済が滞ったときには、現地の直務を行うことも許容している。土倉の中には寺家や公家等の収取機構に入り込むことで貸与金の回収を図り、その過程で代官職を得ることも多いといひ、東寺が担保にした荘園は久世庄や植松庄などの東寺にとつての生命線的寺領であることから、これら御成借銭の返済は東寺の浮沈に関わっていたと言えよう。十分一方算用状の除分項目には「土肥方振舞(袋代・米袋)」があり、東寺は債権者である土肥への挨拶を欠かさず、頻繁に幾ばくかの金銭や米を持参しているのもその関係を表している。⁽²²⁾

東寺はこれらの借銭返済に尽力し、当初借銭の返済はおもに各供僧方が管理する諸荘園の年貢を充当していった。応永九年(一四〇二)の御成に際しての借銭返済では、「先年御所御成有増時借物返弁事、如去年、植松方六十五貫文、久世方十五貫文、学衆方(上野・拝師)五貫文、最勝光院付⁽²³⁾兼藤方五貫文、出之、借物可有返弁由、治定了」とある。さらに翌年にも返済分は残ったようで、泉倉への返済三十貫文を「此内廿貫文植松方、伍貫文久世方、二貫五百文宝莊院方・最勝光院方、二貫五百文矢野庄両方」と、各庄に宛てている。また応永十三年(一四〇六)九月十日の將軍義満の御成については、「御所去九月十日御成御一献并修理已下百廿貫文被借用之云々、其内三十貫文可為当年年貢之由、評定治定了」(霊10)とあり、御成の費用と堂舎修理に百二十貫文もの借銭をして、その内の三十貫文を(植松庄の)当年の年貢で返済をするこ

とになったようだ。

しかし、諸荘園から納入される年貢および料足は、そもそも寺内の給分・諸法会等に細かく分配しており、御成借銭の返済を宛てたことによつて、供僧や公人など寺内の人間の給分である供料が削減されていた。

応永十一年(一四〇七)十一月九日条の植松方引付には、

三聖人・夏衆・公文以下供料給分被加増者可畏入之由望申之、披露之處、寺家借物返弁之間者、衆中供料猶以如形、諸給加増無其謂、借物返弁以後可有其沙汰之由、評義畢、

とある(霊18)。これは東寺の大師を祀る三聖人と供花衆である夏衆、寺家の出納係である公文が、ともに「供料給分を加増せられれば畏れ入るべし」と給料の増額を願ひ出たことに対して、供僧たちは「衆中の供料、猶以て形の如し、諸給の加増、其の謂れなし」と衆中(評議をするわれわれ供僧たち)の給与もそのままのだから、(夏衆たちの)諸給を増やす謂われはないとにもなく要求をはねつけているものである。そして「借物返弁の以後に其の沙汰あるべし」と借金の返済が済んだら考えることにする、と返答している。この三年後の九月にも、再度夏衆が「夏衆中の得分の事、本式之れあるべきの由、望み申す」と再度の得分回復を望んでおり、おそらく応永十一年頃に借銭返済のあおりを受けて供僧のみならずその下で働く寺内の人間の得分まで削減されていたと推測される。さかのぼって応永八年(一四〇二)十月七日の「植松方引付」では、「当年の任料ならびに雑掌給以下の支配の事、諸方の借物五十貫ばかり相残るの間、先ず借物を悉く之を返弁すべし、仍て諸僧以下の支配は去年の如く参分の一を下りすべきの由、治定了んぬ」とあり、植松方による供僧や雑掌等の給分について、まず借銭返済を遂げるために給与は去年と同様に三分一にすることを決定している。

同様に、応永二十五年(一四一八)九月十七日の將軍義持の御成に際

して行われた百三十貫文もの借銭について植松方引付では、

御所御成之時入足等百廿余貫文、借用之間、仍当庄・久世庄於供可入之間、自当庄十五石分除供物方、可返弁之、為又給主以下諸給分除半分、同可返弁之旨、評議了、

とある(靈¹⁵)。ここでも供僧方は返済を「仍て当庄(植松庄)・久世庄の供を入るべし」と植松庄と久世庄という二つの荘園収入から出る供料(給与)を宛てることとし、植松庄からは十五石分の(法会等の)供料を除いて供出すること、そして「給主以下の諸給分の半分を除き、同じく返弁すべし」(靈¹⁶)と荘園収入から支出される給与分の半分も差し引いて返済に充てるとする。このような供料の差し押さえ傾向はますますエスカレートし、翌年の十月二十九日にも「去年の御成借物相残る分、抜群のため、去年の如く半分の諸給を止めるべし」と、給与の差し押さえは連年の上つていった。

このような供僧の借銭返済方法に対して、先述の夏衆たちは応永二十七年(一四二〇)十月二日「夏衆供料訴訟事、三石可給之由申之、兩納所申間事、公文所申間事、以上透而可有其沙汰云々」(靈¹⁷)と訴える。夏衆得分の増額要求とともに、省略されてはいるが納所・公文所も同様の訴えをしたようだ。これを受けて供僧たちは同年十月二十九日の評定で「寺家諸公人下行物の事、同じく一円に下行せらるべし」(靈¹⁷)と、ついに公人たちの要求を受け入れて同様に支給することを決定している。以上、得分の減額による借銭返済は、寺内にさまざまな軋轢を呼んだ。公人たちの分についてはひとまず緩和されたが、東寺は総力を傾けて將軍御成にかかった諸費用の返済に尽力する必要がある、そのためには寺内の人間の給与の削減は、当然のこととして行われていたようである。このような得分削減への抗議の後に、十分一方の徴収による返済が開始されていくのである。

二 寺家財政への合流

1 五方収入への定着

御成借銭の返済のために、あらたな役職が設置される。それが「借物奉行」である。この借物奉行は永享三年(一四三一)十一月七日条の「廿一口方引付」に、

去年四月廿一日、御成方借物返弁勘定、今月四日、去年当年諸奉行如例会合アテ算用畢、此借物奉行乗喜法橋去年ヨリ御定也、奉行得分百疋、是又去年ヨリ御定也、(以下略)、

とある(ち8)。ここには去年(永享二年)の御成に懸かった費用の返済について、いつもの通り諸奉行が寄り集まって勘定をしたこと、その借物奉行は乗喜法橋であり、去年から補任されたことが記されている。奉行の得分は百疋(一貫文)であり、そのことも去年から決定されたという。先述のように永享二年四月二十一日には將軍義教の御成があり、その費用として土倉の土肥方から三月晦日に五百貫文、四月付けでは二十貫文もの高額な貸与を受けていた(又^{100-10, 11})。借物奉行とはこの高額な借銭の返済に対応するために、この時に設置されたようだ。

乗喜法橋とは、寺内の事務方を担当する公人の出身で中綱と呼ばれる身分に属す。彼らは寺辺に居住し血縁間で職を継承した。職種は東寺執行のもとで寺内堂舎を管理・警護してさい銭などの役得に預かる諸堂預、各供僧方のもとで所務や事務に關与する雜掌・公文所・納所などがあり、乗喜法橋は応永十三年から応永十七年、また応永二十五年から永享五年までを供僧方一方納所に就いている。よって借物奉行に就任した永享二年には、納所(出納係)でもあったことになる。

乗喜は、永享五年(一四三三)二月晦日の廿一口方引付で「御成方五

分一方奉行」(ち9)とも呼ばれており、ここから借物奉行とは、先にみたように「往來」を記して金銭を集約し、借金を返済して十分一方算用状を作成するまでの一連の作業をおこなっていたと考えられる。また永享三年(一四三二)十一月七日の廿一口方引付には「奉行得分百正(一貫文)、是れ又去年ヨリ御定也、貳貫九百七十二文乗喜預り申す」(ち8)とあり、乗喜は算用状を取りまとめて土肥方への支払いや諸雑費をすませた後、残った二貫九百七十二文を「預かり申」して手元に留めている。この時は乗喜の粉骨(功勞)をねぎらって給与分を含めてそれを与えているが、そもそも十分一方として乗喜が集約した金銭は、すべて乗喜の手元で管理し支払いなどの差配が行われていた。

借物奉行の設置を経て、將軍の御成に関わる借金の返済は、ともかくも順調に履行されたようだ。乗喜は職務に邁進したらしく、永享二年(一四三〇)四月二十一日の將軍義教の御成に際して土肥方より借りた五百貫文および二十貫文の返済は、四年後の永享六年(一四三四)二月晦日に、

御成方借物所残四五十貫計歟、自当年五分一改被留十分一、御成方返終者、古借二可被返云々、

とあり(ち10)、御成方の借金がのこり四・五十貫文ほどになったので、今年から徴収率を五分一から十分の一に引き下げようとする。十分一方の呼称は、正確にはこの時点で成立したことになろう。わずか四年で御成方借金の返済が順調に進んだ背景には、寺家に入りする金銭・年貢の五分の一を徴収するという、厳しい資金繰りがあったからこそであり、この後の幾度かの御成に際しても、算用状等が作成されて着実な返済が行われていく。⁽²⁶⁾

このような中で、十分一方算用状の記載に変化がおこる。表1の嘉吉三年分の算用状(No10)の末尾には、集約した合計を「五方散用入了」

とあり、以後嘉吉四年分(No11)・文安三年分(No13)・宝徳二年五月・同三年三月分(No17)にも同様の記載がある。また同時期には、借物奉行得分である三貫文の除分記載が「御奉行一貫文・両納所二貫文」(No10・11)・「両御奉行分二貫文・両納所二貫文」(No12・13)となり、さらに次第に得分が記載されなくなっていく。これは、設立の趣旨であった永享二年の御成借金の返済が実現したのを期に、十分一方が機能を解消したことを示すのだろうか。

ではここで五方算用状に目を転じてみたい。五方算用状は応永二十八年(一四二二)から天文十七年(一五四八)までの計八一点が遺るが、まずその収入項目をみると文安五年(一四四八)分から「十分一」収入が記載され、ほほとぎれることなく続いていく。この十分一収入の脇には「自文安六年三月四日、矢野学衆方マテ」や「自宝徳二年五月一日、至同三年四月廿二日分」と十分一方算用状の形態と同様の日付期間が注記されており、その金額を比較すると十分一方算用状とほぼ一致する。つぎに五方の支出項目には文安四年に「十分一方両奉行得分」として二貫文、「両納所得分」として二貫文、翌五年には一貫文と二貫文がそれぞれ支払われている。この十分一方両奉行および両納所への得分は、康正二年までが両奉行一貫文・両納所二貫文で、同三年から文明十年までの二二年間は、両納所分二貫文のみの支払いで続いていく。ここから少なくとも文安四・五年以降には十分一方収入は五方に繰り入れられていることが分かる。

さらに永享十二年(一四四〇)十月三日の五方借金返弁注文(千96)(No9)には、

一 五方分注文

永享十二 十三 勘定畢

在足

三百六十四貫五百九十文在足

自永享十一年九月

至同十二年九月七日

支配并反錢且売物共、都合ノ分也

使足

百十三貫九百九文 冷泉土蔵返弁分

二百貫八百文 去年百五貫文 猪熊土蔵返弁 八月八日

四十五貫八百廿三文 色々使足 三三院礼并 返弁マテ 奉行得分等

(中略)

都合三百六十疋貫^{八百}五十一文

残二貫五百廿九文乘真所有之、

(以下略)

とある。ここにある三百六十四貫文の在足とは、永享十一年九月から同十二年の九月七日までの「支配并反銭且売物共、都合ノ分也」と、各荘園からの納入配分や反銭などの中から寄せ集めたもの、とある。日付を区切った集金方法から十分一方と推測されよう。そしてそれを使足(支出)として、冷泉土蔵と猪熊土蔵への返弁と「色々使足」に使っており、合計額から使途分を引いた残り二貫七百三十九文は「乗真の所に之れ有り」とある。色々使足の内容が「三三院礼并奉行得分等」とあることから、この注文が將軍御成の借銭返済であり、その返済のために十分一方の合計額とその使途を記したものであると考えられる。そしてこれらが「五方分注文」として記されていることは、遡って永享十二年(一四四〇)の時点で十分一方が五方分に編入され、五方の機能として借銭の返済が行われていたことを示していると考ええる。

以上、十分一方は永享十二年前後から五方の収入に繰り入れられ、借物奉行得分の支出も両奉行・両納所分として五方算用状から支出されていた。また御成の借銭返済が五方の内部で行われており、徴収方法も十分一方を踏襲していることから、十分一方算用状の機能そのものが五方算用状に組み込まれていたと言えよう。永享二年度の將軍御成の借銭の返済を果たした後、十分一方はその徴収形態を変えなくなき、五方に

組み込まれてあらたに寺家財政に寄与することとなったのである。

2 乗南の蔵未進

では五方に吸収された後の十分一方の役割は如何なるものか。十分一方両奉行および両納所とは、永享十一年(一四三九)九月十日の廿一口方引付に「御成方借物返弁趣、(中略)於上奉行宝泉院并融寛、於中奉行乘南法橋也」(ち13)とあることから、二名の供僧および公人である乗南をさすと考えられる。「両納所」のもう一方は、廿一口方公文を勤める惣公文の浄聡であろうか。

この乗南とは初代の借物奉行の乗喜が兼務していた供僧方納所の前任者であり、若狭の国名をもつ北面乗真流の公人一族である。乗喜は借物奉行への就任後三年目に「乗喜法橋違例の間は、乗南奉行を致すべし」(ち9)と病氣により乗南と交代しており、その年の十分一方算用状にも「今日より乗南法橋に奉行のことを申し付けおわんぬ 永享五年 六月廿六日」とある(ち91)(No3)。この後、乗喜は同年中に「納所乗喜法橋末期之刻、跡職実子申置、兼任成人之間、以乘順立代官、可致奉公之由申」(追加13)と、成人するまでは乗順が代行する形で息子兼任に職を継承させており、年内中に亡くなったと推測される。乗南は永享十一年まで借物奉行に就いた後、両納所と呼ばれる乗順と清増という公人二名に変わったと考えられ、この両者は同時に五方算用状を作成している納所でもあることから、十分一方を五方に吸収する過程で十分一方と五方の納所が兼務されたことが分かる。

この乗南は次ぎのような問題を起こしていた。永享十一年(一四三九)十月三日条の引付には、

十分一方蔵未進事、十日以前可有窮濟、若無沙汰事有之者、就所職、可有御沙汰云々、

とある(ち13)。これは十分一方として集約した金銭が「蔵未進」となっていることについて、それを来る十日以前に提出すること、さもなければ所職について処分を下すように、と供僧の評議で決定したという内容である。蔵未進とは莊園算用状にしばしば散見される言葉で、在地から年貢公事を徴収した代官や公文がそれらを寺家に納入する過程で、私的に蔵に留めて提出しないことを言う⁽³¹⁾。十分一方の金銭を集めて寺家の借金を返弁し、算用状を作成しているのはこの時点では借物奉行の乗南であり、乗南はそれら取りまとめた十分一方の金銭を抑留して寺家分に提出しないのでいたらしい。この行為に対して供僧たちは職の解雇を掲げ、至急の提出を求めていた。だが、期日の十日を過ぎても乗南からの十分一方分の提出は無く、同年十二月三日には「乗南法橋十分一方奉行事、可有御免」(ち13)と、再度乗南の免職が議題にのぼっている⁽³²⁾。

しかし、この乗南による十分一方分の金銭の抑留は、不可解な部分を残している。乗南が蔵未進をおこしたのは永享十一年十月であり、抑留された金銭はそれ以前に集められたものであろう。その金額は定かではなく当該年度の十分一方算用状も五方算用状も残存しないが、永享十二年(一四四〇)五月十二日付の五分一方等料足算用状写(No.8)には「合 二百貫六百八十六文云々」と、三百貫文以上の金銭が寺家の借銭返済に充てられている。これほどの多額な金銭は他年の十分一方算用状をみても一年かかってようやく集まるものであり、たとえ乗南が金額を未進してはいなかったとしても蔵未進をしていた前年暮れから翌年五月十二日までで集まったとは考えがたい。乗南は蔵未進をしている時点で十分一方として集めた金銭を所持していたのであり、年貢公事の未収納や私的な使い込みなどの困窮により蔵未進をしていたのではなかったのだ。

戦国の三好政権期に起こった東寺寺僧と公文所との借銭返弁に起因す

る相論を検討された高橋敏子氏は、蔵未進について「百姓・代官(地下・寺家)・領主という三者による収納の体制の中で生ずる未進の形態」であり、「倉未進の存在は代官の押領でもあるが、たとえば公文所に代表される東寺寺官の寺内経営についての財政的役割などから考えると、何らかの年貢運用を示唆する言葉であると考えられる」と解説する⁽³³⁾。同様に室町前期の東寺公文所である明済法眼を素材に分析された伊藤俊一氏は、寺家の資金繰りを担う公文所などの公人が各供僧方や造管方・五方などを管轄して寺家財務運営の中核にあったこと、なかでも明済は有数の有徳人としておおくの金銭を寺家に貸与しており、土倉を経営して資産形成を果たしたと推測されるといふ⁽³⁴⁾。寺内の収納・下行に携わり、算用状を作成していた公文所など寺内公人は、下行分が収納を上回った際の引替え(引違え)立替え)を行う財力を要求されており、そのため財力を養う方法の一つとして年貢収入の運用を行う過程で、蔵未進が発生していたのではないかと。

では、借物奉行である乗南がおこした蔵未進は、どのように読み解けるだろうか。先に見た借物奉行は十分一方算用状を作成するにあたって「往来」をもとに多くの金額を集計して返済に充てていた。そして永享二年分では高利貸しへの返済をすませた後の残り分も「預申」していた。しかしこれらは算用状を通じて金額の推移を供僧に報告するのみで、すべての金銭は借物奉行、のちの両納所の手元にあり、運用如何については彼らに一任されていたと考えられる。

「預申」とは、寺家の財である仏神物を代行して運用する行為を示す言葉であり、利子をつけて返付する借用状に散見される。応永三十年(一四三三)十一月二十一日の講堂預定観等連署料足預状(め49)には「預申 講堂夜燈料之事」として東寺講堂の灯油料六貫文が東寺公人によって借り出されており、また享徳元年(一四五二)九月三日の宝泉院

快寿等連署料足借状(ノ267)でも「預申 日吉神物料足之事」として十二貫四百文の日吉神物の借用が、公文所法眼と六名の供僧連署によって行われている。⁽³⁵⁾公文所法眼と供僧が連署する方法は寺家公用物の借用に際して採られており、日吉神物に対してはたとえ寺家用途といえども「預申」の形態を採ったようだ。

なかでも顕著なのは、東寺造営方に寄せられた寄進物の運用である。東寺には修造料・造営料等を目的としたおおくの寄進物が寄せられており、多くの場合には現実的な利益還元を要求する寄進者との契約が付随していた。⁽³⁶⁾造営方は寄進物を運用して契約を履行するとともに、その潤沢な資金を日常の寺家運営に流用していたのである。⁽³⁷⁾享徳三年(一四五四)九月三日の造営方吉阿弥奉加銭散用状(又203)では、造営方が「吉阿弥奉加百貫文之内、御預候人数事」として吉阿弥の百貫文の奉加銭を分配して「宝泉院御坊 拾貫文」以下十名の供僧が預っており、その十貫文を預ったと思われる供僧の請文には、

請負申、吉阿弥方預料足之事、

右、依有已前之預状誓文、不混余借物、自当戊年五貫文宛至卯年六年之間^仁、都合參拾貫文造営方へ可沙汰申候、其足者植松庄供料二口分自最初可致直務候、但、五貫文満算^後已後於相残分者、此方へ可給候、万一不足候者、他供料可被押召候、若背申此請文旨候者、可蒙大師八幡御罰候、仍為證文之状、如件、

享徳三年^甲十二月十二日 大輪法橋重増(花押)

宝勝院重耀(花押)

とある(ヤ88)。(ここで重増と重耀の二人の供僧は預った十貫文について「自当戊年五貫文宛至卯年六年之間^仁、都合參拾貫文造営方へ可沙汰申候」と毎年五貫文ずつ六年間かけて、総額三十貫文の返済を約束している。しかも供僧たちは「万一不足候者、他供料可被押召候」と自らの

給与である供料を担保にして借用していた。このことは奉加銭を分割貸与した造営方としては、六年後には百貫文が三倍の三百貫文になることを見込んでいたはずである。

このような貸与の返済は、毎年厳しく行われていたようだ。寛正七年(一四六六)二月七日の造営方料足借状(又220)には、「造営方料足預申御坊事」として九名の供僧の署判の下にそれぞれ「此内五貫文、乗円方へ渡之 三月七日」と、金額と乗円方へ渡したことと日付が書かれ、末尾には「右、各拾貫文宛所預申也、仍可有御加判之状、如件」とある。この文言から預り申した十貫文についてその返済および利子である五貫文を毎年徴収して記した史料であることがわかる。さらに末尾に「乗円³⁹ 枯深(花押) 乗觀枯成(花押)」と連署をするのは当該期の造営方納所であり、ここから造営方への奉加銭の運用を行い、利益を徴収していたのが両納所であること、そしてそのような造営方の資金を元手とした乗円ら公人の活動が、造営方による寺内の臨時出費を賄っていたのである。

そして以上のようなことは乗南の借物奉行としての活動における歳未進を、次のように評価できよう。つまり、乗南の借物奉行としての活動における歳未進もまた、永享二年以降の將軍御成の借錢返済を行う中で、年貢諸公事や布施、供料などの十分一を「預申」して運用される中で起こった事態であろう。そして寺内での金銭を扱う公人の活動には、しばしば同様の寺内外における運用が付随していたのではないだろうか。

3 分一徳政令への転用

さて、五方算用状にはつぎのような支出項目が存在する。享徳三年分(一四五四)(チ115)の御遣足(支出)「十二月分」の諸方借物返弁分の書き立てのなかには、

(前略)

一貫九百五文 十分一 三月廿日御借用
本十五貫文 利四貫五十文 以上、十九貫五十文分也。

三貫九百九十文 十分一 享徳三年正月御借用
本世貫文 利九貫九百文 以上、卅九貫九百文分也。

貳貫六百六十文 十分一 享徳三年正月御借用
本廿貫文 利六貫六百文 以上、廿六貫六百文分也。

壹貫四百四十文 十分一 享徳三年正月御借用
本十貫文 利四貫四百文 以上、十四貫四百文分也。

壹貫四百四十文 十分一 享徳三年正月御借用
本十貫文 利四貫四百文 以上、十四貫四百文分也。

五貫八百五十六文 十分一 享徳三年正月御借用
本四十八貫文二文字 利十貫五百六十文 以上、五十八貫五百六十文分也。

(以下略)

とある。これは東寺寺家が三月二十一日と享徳三年の正月に、総額で百三十三貫文の借用したその返済を示したものである。しかし例えば一箇条目の一貫九百五文にはその側面に「本十五貫文 利四貫五十文 以上、十九貫五十文分也」とあるように、本来の借錢高は本利あわせて十九貫五十文あり、ここに記されるのはその「十分一」の金額である。

周知の如く、この算用状の記された享徳三年とは、醍醐・山科での東福寺閩所撤廃に端を発し、同年九月には徳政令の発布を求める大土一揆が京都で起こり、一揆勢は東寺・東福寺に立て籠もった。そこで幕府は九月二十九日の徳政禁制の後、十月二十九日「早任請文之旨、以借錢十分壹、可被收納之由候也」という、分一徳政令が室町幕府によって初めて発布された年である。よって、これら十分一の書き立ては、いままで分析した十分一方による出銭ではなく、東寺がその借錢高に応じて幕府

に支払った分一銭ということになる。

同年十一月二十七日条の廿一口方引付には「諸方借錢共、以前連々雖及御沙汰、以十分一可有返弁之由、去月治定有之、仍方々注進執合配分儀治定了」(天地31)とあり、この数日前には「徳政事、連々雖及御沙汰無決定之儀」(天地31)とあることから、東寺は徳政令の発布をいまかいまかと待ち望み、去月に出たと知るや、急いでその手配をしていることが分かる。

ところで、この幕府による分一徳政令とは実は私徳政によって幕府に入るはずの土倉役が減少することを予想して、それを補填することを目的とした政策だったという。⁽⁴²⁾とすれば諸方の金錢をその十分一ずつ徴収して収入とする、東寺十分一方と同様の方法であると言えよう。そもそも何らかの課役賦課や返済などにおいて、三分一・五分一もしくは十分一など、全体から一定の割合を決めて徴収する方法は以前からあった。たとえば応永九年(一四〇二)の東寺領久世庄の百姓による新井料要求では、「上下久世庄連々歎申間、再往雖及問答披露之處、上久世分可被免之間、治定了、下久世分者任例彼四分一可被免云々」(ワ18)とあり、上久世庄に認められた損免額に対して下久世がその四分一と決まっており、このような金錢または減免額の方法はある種の慣習法として存在していたのである。

これは徳政でも同様であり、正長元年(一四二八)の土一揆に際して「社頭之諸日記」には「見質本三分一ニテ可請事」とあり、また嘉吉元年(一四四二)の土一揆の際の近江奥嶋神社高札には「質物ハ可請十一分一」⁽⁴⁴⁾とある。幕府による分一銭徳政令発布以前において分一による徳政が存在したことがわかる。そしてまた、文明十二年(一四八〇)の土一揆蜂起に際して山科郷から京都へ偵察にいった郷民「いや五郎」が、個人的に一揆に参加して本銭の十分一を支払って質物を取り返したり、

長祿元年(一四五七)の京都の土一揆では金融業者の質物放棄に依じて「田舎者は只取り、竹田・九条・京中者は十分一を出してこれを取った」⁴⁵⁾とあることなどから、おそらく京都など都市近郊のひとびとの間では、本銭に対する一定率を返済して質物を取り返すことが慣行化していたことが伺えよう。

そして以上のことから、次の事が推測できる。つまり、東寺十分一方は寺家の借錢返済機関として永享二年には成立していた。おそらく当時の京都では同様の機関が他の寺社等にも存在していたに違いない。そしてその方法を取り込んで室町幕府による金銭徴収方法の一つである分一徳政令が成立したのではないか。東寺十分一方は当時の中世社会の経済のありようを、幕府法令に先んじて示していると考えている。

おわりに

東寺の十分一方算用状の分析をとおして、五方および寺家財政のしくみの再検討を試みた。

十分一方算用状は計八点、永享二年分から享徳三年分までの二四年間のもものがのこる。そこには金額・内容・日付を示した一筆が月日ごとにならび、除分を引いて残金を記して算勘した日付と供僧の花押が据えられている。特徴は、他の莊園算用状と違って年貢公事の収納時期に依らず様々な期間に作成されることであり、「往来」・「注文」と称す書付をもとにして作成していた。

なかでも最大の成果は、十分一方算用状の一筆の内容を解明したことである。そこには久世・植松などの東寺諸莊園からの細かな納入および、寺内の法会や仏事への布施・各供僧への供料(給与)等が見られる。つまりこの算用状に記されるのは、東寺寺家の収入と寺家からの下行という収支双方向の銭の出入りであり、そこから五分一・十分一分を徴収し

た記録なのである。これら寺家財政の根本的活動である収支を統括したのは東寺の廿一口方供僧であり、十分一方算用状を通してその活動を垣間見ることが出来たと考える。

この十分一方とは、そもそもは永享二年の將軍義教の東寺御成に際してかかった莫大な費用の返済を目的として設置された機関である。御成を迎える寺家にはその引出物のみならず修造料から掃除、警護の入夫に至るまで莫大な費用がかかり、その多くは寺外の土倉に依存していた。寺家は寺辺莊園を担保として三百貫文以上の莫大な借借をしており、返済はそのまま寺家の浮沈につながったのである。寺家が各莊園に返済分を割り振った結果、それら莊園からの収入に含まれる寺内の供僧および公人の給与の大幅な削減がおこり、公人の間からは訴訟が起こっていた。このような寺内のひずみを受けて設置されたのが、十分一方であろう。

そのような十分一方において、借錢の返済の実務をこなすべく設置されたのが借物奉行であり、初代の奉行には東寺公人の乗喜が就いた。彼は往来の書付から集めた銭の管理、返済や利息の計算・残金の保管などを行っており、十分一方のすべての銭を手元に置いていたと考えられる。そして御成借錢の返済という役割を終えた後も十分一方はその機能を解せず、五方に吸収されて寺家財政の一部となっていた。十分一方算用状の末尾に「五方算用状入之」の句が記され、借物奉行の給分が兩奉行・兩納所分として五方から支出されるのと軌を一にして、五方算用状が登場する。そして五方算用状の収入項目には文安五年から十分一がみえはじめ、さらに遡って永享十二年には十分一方の集金方法を取り入れた五方分注文が見えることから、東寺五方の確立とは十分一方を組み込んだ後の永享十二年前後にあると言えるのではないか。

また、十分一方による歳未進についても考察した。初代借物奉行の乗喜は乗南に交代し、後に乗順と清増の兩納所が五方納所と兼務したが、

かれら納所とはしばしば銭の引替え(立替え)を求められる役職であり、そのためひろく運用を行う必要があった。なかでも東寺造管方の納所は「預申」と称して寺家財産の代行して運用し、寄進銭を寺内供僧に分割貸与して利殖をしていた。日常の会計作業の中で彼らは寺家財産を運用し、引替えに備えて貯蓄をしたのであろう。このような中で十分一方・五方の納所による蔵米進もまた発生していたのではないか。

以上、十分一方算用状の分析を通して、東寺の寺家財政とは、従来のように五方算用状に端的に表れたと言われる対外交渉機能のみではなく寺内の収納下行・算用・借用などの活動にその本源があり、ここで見た五方収入に含まれる十分一方の機能にこそ寺家財政の実際の活動である収入・下行の痕跡が見て取れると考える。そして東寺五方は、廿一口方供僧による収支機能である十分一方を含むことで、永享十二年前後に成立したのであり、このことはさらに五方に表れている中世後期の東寺とその寺家財政の確立をも示すのではないだろうか。

もともと十分一方とは御成による多額の借銭を返済するために設けた機関であり、これは公人による給与削減に対する訴訟のうちにその設立が見られることから、寺内での借銭分担の拡散化を目的としたものとも考えられよう。そしてそのことは同時に寺家財政の画期的な変化をも示すのではないか。すなわちそれまで寺家の財務は各荘園からの年貢公事という予定された収入に基づいて配分されており、借銭返済も当初は各荘園に割り振られていた。それが十分一方を導入することで、実際に入ってきたものとしていくものに対して賦課するという、極めて現金現物主義的な方法に切り替わったのではないか。最後にみたように、当時の社会的慣行であり、洛中の各寺社で行われていた「十分二」賦課の機能が、やがて室町幕府の財務方法に採り入れられ「一分一徳政令」として施行されるのも、このような当時の社会の現金現物主義を象徴しているのでは

ないか。

また一方、そのような寺家財政を司ったのは、確かに寺内の学僧であり東寺では廿一口方供僧がそれを担当した。しかしもう一面で寺家財政の実務を担った公人の活動もまた、算用状作成などの実務を行い、のみならず寺家財政の潤滑油を生み出すことで寺家財政活動の根底を支えていたと考えている。

〔附記〕 本稿作成にあたり、黒川直則氏・高橋敏子氏をはじめとして多くの方々にご教示をいただきました。末筆ながら御礼申し上げます。

〔註〕

- (1) 散用状とも。文中では史料用語以外は「算用状」に統一して表記する。
- (2) 「検注と算用状」(佐藤和彦編『租税』東京堂出版、一九九七)。
- (3) 佐藤進一「結解」の項(『日本史大辞典』平凡社)。
- (4) ここでは寺院史料中の帳簿類を総称して、算用状と表記していく。
- (5) 水本邦彦「近世前期の「土免」について」(『歴史評論』三三六、一九七七)等。
- (6) 永村眞「寺内僧団の形成と年預五師」(『中世東大寺の組織と経営』第一章、塙書房、一九八九)。
- (7) 佐々木銀弥「荘園解体期における寺院経済の転換形態」(『中世商品流通史の研究』法政大学出版会、一九七二)。
- (8) 岡田智行「東寺五方について」(『年報中世史研究』七、一九八一)。
- (9) 田中浩司「中世後期における「礼銭」「礼物」の授受について」(『中央大学経済学論纂』三五―四、一九九四)。
- (10) 佐々木氏前掲書。
- (11) 佐々木氏前掲書。
- (12) 以後、引付史料は「廿一口方引付」のように供僧方名を冠して、文中に記す。

- (13) 以後、東寺百合文書は(函名一番号)、また東寺靈宝藏中世文書は(靈No)とし、共に文中に表記する。その他の刊本および引用史料は注に記す。
- (14) 岡田氏前掲論文。
- (15) 佐藤豊三「將軍家「御成」について(1)~(4)」(『金鏡叢書』一~四)。御成規式の成立は義教の代に求められるという。二木謙一「中世武家儀礼の研究」吉川弘文館、一九八五、金子拓「室町殿東寺御成のパーस्पекティブ」(『中世武家政権と政治秩序』第七章、吉川弘文館、一九九八)。
- (16) 桜井英治「御物」の経済(『国立歴史民俗博物館研究報告』九二、二〇〇一)。
- (17) 將軍御成の年月日については、金子氏前掲書第七章表18を参考にした。
- (18) さらに最後に「又同十五日五十貫文借物之」と借銭を追加している。
- (19) 金子氏前掲書。
- (20) 拙稿「東寺の借用状」(『史苑』六一二、二〇〇一)。
- (21) 新田英治「室町時代の公家領における代官請負について」(『日本社会経済史研究中世篇』吉川弘文館、一九六七)。
- (22) 田中浩司氏前掲論文。
- (23) この時の義満の渡御は同年七月二十日に「公方御成事、可為近日由」とあり、九月八日に「今度公方御成料、借物可返間事」とあることから、この間に御成があったと考える。
- (24) 『東寺廿一口方評定引付』一巻二一六頁(思文閣出版、二〇〇二)以下、「廿一口」とする。
- (25) 『廿一口』一一一四。
- (26) 十分一方算用状(No.1)末尾に「定残貳貫九百七十二文 此錢足乗喜法橋奉行分三可有之、此之由十一月七日ノ評定ニ衆儀治定畢」とある。
- (27) 後には一時的に莊園の損耗で二十分一、四十分一にその率を引き下げ(ち函、永享九年十一月十三日条・二十二日条)。
- (28) 「御成方算用状」は、応永二十五年(タ89)・永享十一年(タ115)・寛正三年(タ167・170)がある。
- (29) 文明三年分は両納所得分が一貫文と記される。
- (30) 富田正弘「中世東寺の寺官組織について」(『京都府立総合資料館紀要』一三、一九八五)。
- (31) 高橋敏子「東寺寺僧と公文所との相論にみる三好政権」(『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版、一九九九)。
- (32) この後、乗南は同八日に歳未進をしている金銭について、滞納の間の利平を免除してほしいと要求し(ち13)、供僧たちはさすがしくあきれ果てた行為だと糾弾している。
- (33) 高橋前掲論文、および同書註12。
- (34) 伊藤俊一「有徳人」明済法眼の半生」(『日本社会の史的構造古代・中世』思文閣出版、一九九七)。
- (35) ノ165も同様に「預申」とし、供僧が連署する。
- (36) 拙稿「寄進契約からみる中世寺院」(『歴史学研究』七六六、二〇〇二)。
- (37) 岡田氏前掲論文によれば造営方からの寺内貸借では利子は発生しないという。
- (38) この史料は欠損が甚だしく読みとれない部分があるが、列挙される人のすべてが十貫文ずつ預っていることから、十人と判断した。
- (39) 造営方算用状では文明七年・同十九年・延徳元年分を乗円が記し、また造営方料足借用状ではその支出に判を据えているのが乗円(越後法橋)である(ヤ98~121)。
- (40) 「東寺執行日記9」および「中世法制史料集2」室町幕府追加法239条(岩波書店、一九九三)。
- (41) 桑山浩然「室町時代の徳政」(『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六二)、清水克行氏にご教示いただいた。
- (42) 桑山氏前掲論文。
- (43) 「集古文書」(東京大学史料編纂所謄写本)に載る。神田千里氏にご教示いただいた。
- (44) 中村吉治「嘉吉の土一撰と徳政」(『土一撰研究』第三編一章、校倉書房、一九七四)。
- (45) 「経覚私要鈔」長祿元年十一月一日条。神田千里氏よりご教示いただいた。